

## 報告第 9 号

### 放棄した債権の報告について

おいらせ町債権管理条例（平成24年おいらせ町条例第3号）第13条第1項の規定に基づき、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 別紙：放棄した債権

番号	債権の種類	件数(件)	債権の額(円)	対象年度	放棄年月日	適用事由	備考
1	学校給食費負担金	8	247,730	平成17～22年度	平成30年3月20日	第13条第1項第6号	生活困窮
2	学校給食費負担金	5	151,025	平成13～17年度	平成30年3月20日	第13条第1項第1号	時効
3	学校給食費負担金	2	25,575	平成16,18年度	平成30年3月20日	第13条第1項第7号	行方不明
4	学校給食費負担金	3	32,390	平成15～17年度	平成30年3月20日	第13条第1項第1号	時効
5	学校給食費負担金	6	54,210	平成14～16年度	平成30年3月20日	第13条第1項第1号	時効
6	学校給食費負担金	9	297,480	平成5～6年度 平成15～17年度	平成30年3月20日	第13条第1項第1号	時効
7	学校給食費負担金	12	493,350	平成13～17年度	平成30年3月20日	第13条第1項第1号	時効
8	学校給食費負担金	2	36,445	平成23～24年度	平成30年3月20日	第13条第1項第1号	時効
9	学校給食費負担金	1	11,270	平成21年度	平成30年3月20日	第13条第1項第1号	時効
10	学校給食費負担金	7	269,240	平成18～21年度	平成30年3月20日	第13条第1項第1号	時効
11	学校給食費負担金	4	175,960	平成18～20年度	平成30年3月20日	第13条第1項第6号	生活困窮
合計		59	1,794,675	11人			